

○居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

負担段階 利用者	対象者		居住費(滞在費)				食費
	所得の状況	預貯金等の 資産の状況※2	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設
第1段階	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 82.65万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 82.65万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円 【1,030円】
第3段階②	前年の合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円※3 (530円)	1,420円 【1,360円】

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 配偶者については、住所や世帯が同一でない場合も世帯全員に含まれます。(DV防止法等の対象者を除く場合あり)

※2 第2号被保険者(65歳未満の方)は、利用者負担段階に関わらず、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

※3 室料が徴収される場合は530円です。

◎ 所得や世帯の状況に変更があると、利用者負担段階が変わる場合があります。また、不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。